

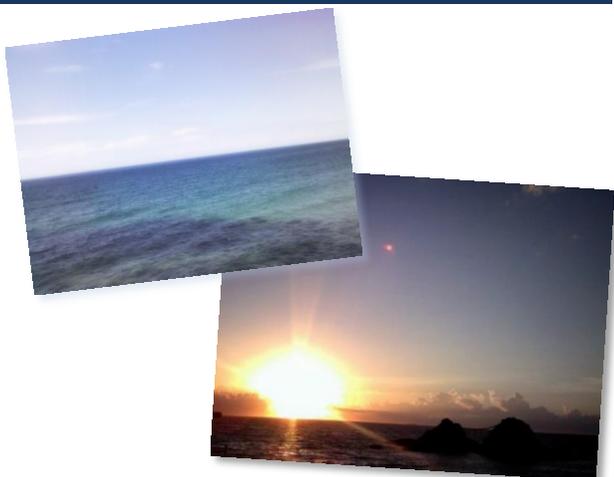
ニュースレター第6号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。
「ニュースレター第6号」を送付させていただきます。

梅雨明けも間近となり、蒸暑さが増してきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

当事務所は、最近冷風機を新しく購入し、相談室に設けております。お越し頂くお客様が、快適に過ごせるよう、相談室の温度管理等、いつも以上にとめてまいりたいと思います。

ご愛顧の程、何卒よろしくお願い申し上げます。



ピックアップLAW NEWS

『保険募集に係る再委託の禁止について～それに伴う雇用形態の変化～』

1. 金融庁「保険募集に係る再委託の禁止について」

今年、1月16日、金融庁より保険代理店協会に、「保険募集に係る再委託の禁止について」と題する発令がされました。この発令は、保険商品の販売について、「保険会社→保険代理店→（雇用関係のない）保険営業マン」への再委託を禁止するものです。

今までは、保険代理店は、保険営業マンと委任契約を結んでいたわけですが、今後は、保険代理店は、保険営業マンと「雇用契約」を結んで労働者として取り扱うことが必要になります。

2. 雇用になった場合の変化

「雇用契約」を結んだ場合は、保険営業マンは「労働者」になりますので、多くの法的保護があります。たとえば、委任と雇用の違いとしては表のようなものがあげられるでしょう。

保険代理店は、「雇用主」となるため、総じて責任や人件費の負担が大きくなります。金融庁は、来年にも再委託状態の解消を目指していますから、保険代理店としては、早急に雇用移行へ伴う負担増を把握し、備える必要があるでしょう。

給与の支払	雇用では、「最低賃金」を支払う必要があります。
解雇	委任の場合は委任契約の解約で良かったのですが、労働者は労働法で厚く保護されていますので、法的には解雇に「客観的に合理的な理由」と「社会通念上の相当性」が求められます。また実際の解雇にあたっては解雇予告手当の給付などの手続きが必要になります。
使用者責任の発生	雇用となると社員ですので、営業マンが他人に損害を与えた場合には代理店が賠償する必要がある場合があります。
社会保険への加入	雇用関係にある営業マンは従業員であるので、雇用主である保険代理店は、雇用保険や、労災保険に加入し保険料を支払う必要があります

(文責：弁護士北崎)

たくみの日常 ～たくみとワールドカップ～



こんにちは。事務員のKです。
 今月、ついにFIFAワールドカップが開幕しましたね。
 今大会は、あのサッカー王国であるブラジルで開催され、
 また節目となる20回目の大会だそうです。
 日本は残念ながら予選突破できませんでしたが、日本全体が
 盛り上がることは良いですね！
 当事務所の代表弁護士宮田含め、経験者やサッカー観戦が好き
 な事務員が多く、早い段階でワールドカップの話題で盛り
 上がっておりました。

そして、ワールドカップといえば・・・

FIFAワールドカップ以外にもワールドカップがあることは、皆さんご存
 知でしょうか♪2年に一度、世界中の弁護士が集まり開催される「**弁護士ワ
 ルドカップ**」があります。

そしてなんと、宮田は、2008年・2010年と、2度**日本代表**として出
 場しました！スペイン・トルコで行われたそうです。

その時のことについてのお話を聞いてみましょう・・・

事務員K) 日本代表なんて素晴らしいですね！それほどサッカーの技術が素晴
 らしいということですね！出場できた**秘訣**は、やっぱり何だったとお
 考えですか？やはり技術ですか？

宮田) いや、スケジュール調整の上時間を捻出できたことと、家族の理解
 を得られたことですかね。

事務員K) え??どういうことでしょうか...???

宮田) ワールドカップ出場では、2度ともヨーロッパに約2週間滞在しま
 した。その間は当然、事務所も不在ということになります。また、
 幼い子供達には寂しい思いをさせてしまいます。

ワールドカップに出場できたのは、その当時、状況を理解して、協
 力してくれた事務所スタッフや家族がいたからだと思っています。
 家族においては、自費での海外行きを許してくれました。

皆さんに感謝しております。

事務員K) なるほど!!そういうことだったのですね♪

事務員Kの心の中) ワールドカップに出場できた理由は、サッカーの技術が
 あったからだけではないんだ・・・♪



「光触媒で空気をきれいに…」

当事務所の相談室では、光触媒の観葉植物が大活躍中です。

どのような働きをしているのかというと…



何と、太陽光や蛍光
 からの紫外線に反応し
 て**空気をきれいに**して
 います。**消臭効果**もあ
 る優れものなのです。

お越しになった際に、
 少しでも注目して頂け
 ると嬉しいです♪

これからも、快適な
 相談室を保てるよう心
 がけたいと思います。

たくみセミナー 開催予定表

	セミナーテーマ(前半期)	日程
第4回	「それはハラスメントです！－企業 のセクハラ・パワハラ対策－」 (予定)	8月20 日(水) 19時～

8月21日予定でしたが、1日前倒しで20日
に変更いたしました。

申込用紙は、次回の第7号に添付する予定で
 ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、事務所HPの「講演・セミナー」のペー
 ジにも開催予定を掲載いたしますので、こちらか
 らもご確認頂ければと思います。



弁護士法人

(旧 宮田法律事務所)

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

☎0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分
 西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分
 地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分
 都市高速天神北ICより車で5分